

医学的判断と法的判断の関係が問題となる事例

モデルケース*

○事案の概要

化膿性髄膜炎で入院した患者に対し、医師が腰椎に注射針を刺す医療行為を実施したところ、その約15分後、突然嘔吐やけいれんの発作が起き、その後、右半身けいれん性不全麻痺等が発生し、後遺症として残った。

○争点

- ①発作・後遺症の原因は **A**: 本件医療行為による脳出血 } のいずれか。
B: 化膿性髄膜炎の再燃
- ②本件医療行為を行う際の過失の有無

因果関係に関する鑑定

鑑定人①

結論：原因は**B**。

鑑定人②

結論：原因は**B**。ただ、**A**の可能性もある。

鑑定人③

結論：脳出血の有無は判定できない。

鑑定人④

結論：原因は**A**の可能性が高い。

第1審判決

結論：請求棄却

理由：①原因は**A**
②過失なし

第2審判決

結論：請求棄却

理由：①原因は**A**か**B**か判定しがたい

最高裁判決

結論：破棄差し

理由：原因は**A**。
なお、過失の有無についてさらに審理を遂げさせる必要がある。